

医 政 第 349 号
令和 5 年 12 月 20 日

各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に基づく定期報告の実施について (依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 6 条の 3 及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報を「医療ネットしずおか」を通じて公表し、毎年度内容を更新しております。

令和 6 年度から、静岡県が運営する「医療ネットしずおか」は、国が運用する「医療情報ネット」に統合されるため、令和 5 年度定期報告から「全国統一システム (G-MIS)」上での報告となります。

厚生労働省 G-MIS 事務局から G-MIS ログイン ID が発行されておりますので、別紙 1 を御確認の上、期限までに報告をお願いいたします。

記

- 1 情報の時点 **令和 6 年 1 月 1 日時点**
- 2 報告内容及び方法 別紙 1 「定期報告の留意事項」を参照
- 3 報告期限 **令和 6 年 2 月 29 日 (木) 厳守**
(令和 6 年 1 月 5 日 (金) から報告可能となります。)
- 4 令和 5 年度定期報告における留意事項
 - ・定期報告をしていない医療機関は、「医療情報ネット」に情報が公開されません。
 - ・令和 5 年 6 月 1 日から 10 月 31 日までに、「医療ネットしずおか」の基本情報を更新した医療機関等に、別途追加資料を添付しております。
- 5 その他
 - ・静岡県が運営する「医療ネットしずおか」は令和 6 年 3 月をもって「医療情報ネット」に統合されるため、「医療ネットしずおか」での定期報告は不要です。
 - ・G-MIS ログイン ID 発行については、別紙 2 を御確認ください。
 - ・医療機能情報提供制度にかかるマニュアルが掲載されたホームページ、システム操作等のお問合せ先は、別紙 3 「お問合せ先一覧」を御確認ください。

担 当 医療局医療政策課
電話番号 054-221-2417